

「研究活動状況に関する資料」の取扱いについて

1. 概 要

「研究活動状況に関する資料」(以下「機構様式」という。)については、学系別検討チームで検討の上、国立大学教育研究評価委員会(第54回)で審議・決定されており、各法人には、令和元年7月12日に公表した現況調査表ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)において提示している。

他方、文部科学省からは「令和2年度『成果を中心とした実績状況に基づく配分』」に用いるデータ等の提出について(令和元年12月3日付事務連絡)に基づき、様式「研究業績数調査」が各法人に提示されており、法人からは二重の負担との声が寄せられている。

2. 様式「研究業績数調査」との相違点

(1) 対象となる年度、組織単位及び項目における相違点

- ① 対象年度：様式「研究業績数調査」では、平成28～30年度までが調査対象になっている。
- ② 組織単位：様式「研究業績数調査」では、現況分析単位ではなく、法人単位で学系ごとに作成することになっている。
- ③ 対象項目：様式「研究業績数調査」では、学系共通の項目として「査読付き論文数」、「その他の論文数」及び「学術図書」(いずれも「日本語」「外国語」別)、並びに「作品等」が設けられている。それに対して、機構様式では、学系独自の項目「招待論文数」や「筆頭著者・責任著者による査読付き論文数」などが設けられている。

(2) カウント方法について

機構様式では、特段のルールは設けていないが、様式「研究業績数調査」の場合、【記入上の注意点】及び「令和2年度『成果を中心とした実績状況に基づく配分』」に用いるデータ等に関するQ&Aにあるとおり、カウントに当たってのルールが設けられている。

3. 「研究活動状況に関する資料」の取扱い

機構様式については、そもそも各学部・研究科等の研究活動の活発さ(アクティビティ)を確認し、その規模感を把握すること、分析項目Ⅰ「研究活動の状況」全体を評価する際の一つの資料(要素)に過ぎず、これだけをもって分析項目全体を判定するものではない。また、研究業績の質については、機構の現況分析では「研究業績水準判定」がその役割を担っている。

このようなことから、法人が「研究活動状況に関する資料」を機構に提出するに当たっては、機構様式に代えて、文部科学省の様式「研究業績数調査」による提出も認めることとする。

なお、様式「研究業績数調査」による提出の場合、上記「2. 様式『研究業績数調査』との相違点」のうち、以下の点については、当該法人に追加対応を求めることとする。

① 対象年度

→ 様式「研究業績数調査」による提出の場合、「令和元年度」についても追加を求める。

なお、「平成 28 年度」から「令和元年度」までの経年変化が確認できるようにするため、「令和元年度」についても同じ定義に基づきカウントすることを求める。

② 組織単位

→ 様式「研究業績数調査」による提出の場合、法人単位で学系別に作成されているため、同じ学系に複数の現況分析単位が含まれているケースがある。その場合には、現況分析単位ごとに分けて集計の上、提出することを求める。

③ 対象項目

→ 様式「研究業績数調査」による提出の場合、全ての学系において対象項目が合致しないことになるが、この様式でも機構様式の目的は十分に果たせるものとみなし、機構に提出する際に項目を追加することは求めない。

※ このほか、機構様式と同様、当該現況分析単位の専任教員数（研究業績説明書の専任教員数と同じ）の追記を求める。

<追加：機構様式による提出の場合>

◇ 機構様式による提出の場合、年度単位で「著書数」や「査読付き論文数」等をカウントすることを求めてきたが、様式「研究業績数調査」による提出の場合、年度単位ではなく、年単位でのカウントを認めている。今後、機構様式による提出の場合においても、年単位でカウントを認めることとする。

4. 「研究活動状況に関する資料」の提出期限について

「研究活動状況に関する資料」の提出期限については、現況調査表の提出締切日（2020 年 5 月 29 日（金））としているが、法人の作業負担に配慮し、いずれの様式による提出においても書面調査後の各法人に対する「分析に当たっての確認事項」への回答時に提出することを認めることとする。

<参考：書面調査後の各法人に対する「分析に当たっての確認事項」>

◇ 現況分析の評価者による書面調査の結果、国立大学法人等に対して、確認を要する事項（数値等に疑義がある場合、資料の追加提出を依頼する事項がある場合など）がある場合、一定の期間を設けて当該国立大学法人等に回答を求めることができる。

→ 実施時期については、2020 年 9 月頃を予定している。

以 上